

## 課題としての生活保護受給者の国保等への加入

経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)は、2021年以来、中長期的課題として、都道府県のガバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、生活保護受給者の国民健康保険および後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深めることとしている。生活保護受給者の国保等への適用は皆保険体制の未完成部分として残されていた課題であり、医療保険制度の一層の発展に向けた可能性のある提案として筆者は注目している。

他の社会保険制度ではどうか。国民年金では、生活保護受給者その他低所得者など保険料の納付が困難な者については、保険料の納付を免除するとともに免除を受けた期間についても、老齢基礎年金については国庫負担相当分の年金給付(障害・遺族の基礎年金については全額給付)を行っている。また、介護保険(第1号被保険者)では、生活保護受給者については、保険料負担分および利用者負担分をともに生活保護費で支給し、保険料は生活扶助費の上乗せにより、利用者負担については新たに介護扶助を創設し対応している。一方、国保では、生活保護法による保護を受けている世帯に属する者は、適用対象から除外される。生活保護を受けている者は、保険料の負担能力ないと認められること、医療が必要な場合は生活保護法による医療扶助が受けられるため、国保を適用する実益がないことから適用を除外している、と説明されている。

骨太の方針の提案の発信源は、財政制度等審議会の2020年以來の建議等における提案である。財政審の建議「歴史の転換点における財政運営」(2022年5月25日)では、「我が国の社会保険制度は、保険というリスク分散により困窮者を含む国民全体を包括する普遍的な制度を目指しており、(中略)免除制度を含む各般の対応により皆保険制度を実質的に確保してきた」ことから、「一貫性が取れた対応とは言えない」という。

これに対して、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」(2022年12月15日)では、「社会保障制度の根幹を揺るがし、国保制度の破綻を招きかねないため、国保等への加入は非常に難しいということの基本姿勢として、議論を深めるべきとの意見があった」としている。

財政審の提案は、社会保険の普遍主義の徹底、社会保険制度間の整合性の確保にとどまらず、都道府県のガバナンスの強化による医療扶助費の適正化の促進という今日的な課題にも資する。財政審があわせて提案する後期高齢者医療制度の財政運営の主体の都道府県への移管が実現すればなお効果的である。懸念する意見は地方団体から出ているものであるが、その決定的な理由は、被保険者の保険料や市町村の財政負担の増加である。しかし、財政審の建議では、「国が引き続き応分の財政責任を果たすことを当然の前提として、検討を深めるべきである」としている。国と地方の協議の俎上に載せ、国の財政責任のあり方を含めて真摯な議論を進めれば、折り合う余地は十分にあるように思われる。

山崎 泰彦 (やまさき・やすひこ) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』(社会保険出版社、2021年)など。

